

岩手県医療局管理規程第2号

医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局の公舎の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程

医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	職	区分	職
一般公舎	院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、部次長、診療センター長、病理診断センター長、科長、科医長、診療所長、医師、事務局長、看護部長、総看護師長、薬剤部長、薬剤科長、本庁の総括課長以上の職及び局長の指定する職	一般公舎	院長、 <u>統括副院長</u> 、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、部次長、 <u>脳神経センター長</u> 、 <u>呼吸器センター長</u> 、 <u>消化器センター長</u> 、 <u>循環器センター長</u> 、 <u>腎センター長</u> 、 <u>小児・周産期センター長</u> 、 <u>病理診断センター長</u> 、科長、科医長、 <u>地域診療センター長</u> 、診療所長、医師、事務局長、 <u>事務長</u> 、看護部長、総看護師長、薬剤部長、薬剤科長、本庁の総括課長以上の職及び局長の指定する職
備考 改正部分は、下線の部分である。			

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

構造	延べ面積	経過年数及び金額(1平方メートル当たり)						
		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
木造	50平方メートル未満	円 263	円 223	円 188	円 154	円 121	円 87	円 87
	50平方メートル以上 65平方メートル未満	321	271	230	189	147	106	106
	65平方メートル以上 80平方メートル未満	446	377	319	262	204	147	147
	80平方メートル以上 100平方メートル未満	508	429	364	298	233	168	168
	100平方メートル以上	629	531	451	369	288	207	207
非木造	50平方メートル未満	261	230	208	187	166	144	127
	50平方メートル以上 65平方メートル未満	326	288	262	234	207	180	162
	65平方メートル以上 80平方メートル未満	413	365	331	296	263	230	211
	80平方メートル以上 100平方メートル未満	492	434	393	353	312	275	251
	100平方メートル以上	629	555	503	451	399	351	321

備考 「経過年数」は、公舎の建築工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算した年数（増築、模様替えその他の工事を実施した公舎で、当該工事に要した費用の額が、当該工事の着手時の直前における財産台帳の価格の100分の50に相当する額以上であるものにあつては、その年数から10年を減じた年数。ただし、当該工事の着手時の直前における経過年数が30年以上のものに対する経過年数及び金額欄の区分の適用については、「20年以上25年未満」の区分によるものとし、当該工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日において、20年経過したものとみなして起算した年数）とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。